

佐賀県訓令甲第十六号

本 庁

現地機関

佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

第二十条中「法令」の下に「の規定により縦書きと定められたもの」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

公文例式

第1 法規文

1 条例

(1) 制定の場合

ア 本則に条を置くもの

×佐賀県	条例をここに公布する。		
××平成	年 月 日		
		佐賀県知事××氏	名×××
×佐賀県条例第	号		
×××佐賀県	条例		×××
目次			
×第1章×	(第1条・第2条)		
×第2章×			
××第1節×	(第3条 第5条)		
××第2節×			
×××第1款×	(第6条 第条)		
×××第2款×			
××××第1目×	(第条 第条)		
××××第2目×	(第条 第条)		
×第3章×	(第条 第条)		
×附則			
×××第1章×			
×()			
第1条×			
×	。		
×()			
第2条×		。ただし、	。
2×			
×	。		
×(1)×			
×(2)×			
××			
××ア×			
××イ×			
×××(ア)×			
×××(イ)×			
3×	。		
×××第2章×			
××××第1節×			
×()			
第3条×	。		
		(略)	
×××附×則			
×	この条例は、平成 年 月 日から施行する。		
別表(第条関係)			
		(略)	

(「×」は、1字分あけることを示す。以下の書式及び用例において同じ。)

注 1 条例は、必ず題名を付けなければならない。

2 題名は、内容を適切に要約表現し、なるべく短く簡単なものとする。

- 3 条文の数が多い場合は、事項別に適宜、章、節、款、目等に分け整理するものとする。
- 4 目次は、章、節、款、目等が多い場合に付けるものとする。
- 5 条文の理解を容易にし、引用上の便宜を図るため、各条文の左上にその条文の内容を略記して、見出しを付け（ ）で囲むものとする。この場合、数個の条文が同様の事項を規定するときは、最初の条文に限り見出しを付けるものとする。
- 6 条文中に語句の定義を定める場合は、その条文に限り、当該語句に「 」を付けるものとする。
- 7 条文中、号を表すときは、左右を（ ）で囲んだアラビア数字を用いるものとする。
- 8 法令を引用するときは、引用法令の公布年及び番号をその題名の下に括弧書きするものとする。ただし、同一法令を2回以上引用する場合は、当該法令が一部改正法令である場合を除き、2回目以後は、これを省略する。
- 9 条例の一部改正があっても、最初の公布年及び番号をもって固有の条例番号とする。ただし、全部を改正した場合は、全部改正条例の公布年及び番号をもって固有の条例番号とする。
- 10 同一の名詞の使用が2回以上にわたるときは、最初の条文においてその名詞の右に（以下「 」という。）と略記する旨を括弧書きして、以後の条文においては当該略記を用いることができる。
- 11 ただし書は、同一行に続けて書くものとする。

イ 本則に条を置かないもの

× 佐賀県	条例をここに公布する。		
× × 平成	年 月 日		
		佐賀県知事 × × 氏	名 × × ×
× 佐賀県	条例第 号		
× × × 佐賀県	条例		× × ×
×			
	。		
× × × 附	× 則		
×	この条例は、平成 年 月 日から施行する。		

注 本則が2項以上にわたるときは、第1項から項番号を付けるものとする。

(2) 改正の場合

ア 全部改正の場合

× 佐賀県	条例をここに公布する。		
× × 平成	年 月 日		
		佐賀県知事 × × 氏	名 × × ×
× 佐賀県	条例第 号		
× × × 佐賀県	条例		× × ×
×	佐賀県 条例（平成 年佐賀県条例第 号）の全部を改正する。 （以下(1)のイに準ずる。）		

イ 一部改正の場合

×佐賀県 条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 ××平成 年 月 日
 佐賀県知事××氏 名×××

×佐賀県条例第 号
 ×××佐賀県 条例の一部を改正する条例 ×××
 ×佐賀県 条例（平成 年佐賀県条例第 号）の一部を次のように改正する。
 ×次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
×（ ） 第 条× _____ × 。 ×（ ） 第 条×略 2× _____ × 。 <u>3</u> ~ <u>5</u> ×略 (略)	×（ ） 第 条× _____ × 。 ×（ ） 第 条×略 2× _____ × 。 <u>3</u> × _____。 <u>4</u> ~ <u>6</u> ×略 (略)

×××附×則
 ×この条例は、平成 年 月 日から施行する。

- 注 1 本則となる改正規定は、左欄を「改正前」と、右欄を「改正後」とした新旧対照表の形式とする。
- 2 この表に定める方式により難しいと法務課長が認める場合については、法務課長が別に定める方式によることができる。

(3) 廃止の場合

×佐賀県 条例を廃止する条例をここに公布する。
 ××平成 年 月 日
 佐賀県知事××氏 名×××

×佐賀県条例第 号
 ×××佐賀県 条例を廃止する条例 ×××
 ×佐賀県 条例（平成 年佐賀県条例第 号）は、廃止する。
 ×××附×則
 ×この条例は、公布の日から施行する。

2 規則

条例の場合と同様とし、「条例」と「規則」を置き換えて用いる。

第2 公示文

1 告示

(1) 一般的形式の場合

×佐賀県告示第 号
 × _____に基づき、(_____を実施するため、) _____した。(_____する。)
 (_____は次のとおりである。)(_____を次のように定める。)
 ××平成 年 月 日
 佐賀県知事××氏 名×××

× _____。

(2) 規程形式の場合

ア 制定の場合

×佐賀県告示第 号			
×佐賀県	規程を次のように定める。		
××平成 年 月 日			
		佐賀県知事××氏	名×××
××佐賀県	規程		×××
(以下第1の1の(1)に準ずる。)			

イ 全部改正の場合

×佐賀県告示第 号			
×佐賀県	規程を次のように定める。		
××平成 年 月 日			
		佐賀県知事××氏	名×××
××佐賀県	規程		×××
×佐賀県	規程(平成 年佐賀県告示第 号)の全部を改正する。		
(以下第1の1の(2)のイに準ずる。)			

ウ 一部改正の場合

×佐賀県告示第 号			
×佐賀県	規程(平成 年佐賀県告示第 号)の一部を次のように改正する。		
	(改正し、平成 年 月 日から施行する。(適用する。))		
××平成 年 月 日			
		佐賀県知事××氏	名×××
(以下第1の1の(2)のイに準ずる。)			

エ 廃止の場合

×佐賀県告示第 号			
×佐賀県	規程(平成 年佐賀県告示第 号)は、平成 年 月 日限り廃止する。		
××平成 年 月 日			
		佐賀県知事××氏	名×××
(以下第1の1の(3)に準ずる。)			

2 公告

×	を次のとおり実施する。		
××平成 年 月 日			
		佐賀県知事××氏	名×××
(略)			

第3 令達文

1 訓令甲

(1) 制定の場合

×佐賀県訓令甲第 号			
		本 庁×××	
		何 本 部×××	
		現 地 機 関×××	
			×××
×佐賀県	規程を次のように定める。		
××平成 年 月 日			
		佐賀県知事××氏	名×××
(以下第1の1に準ずる。)			

(2) その他

規程等の改正及び廃止は、受命者の記入以外は、第2の1に準ずる。

2 訓令乙

	佐賀県訓令乙第 号×
	本 庁×
	何 本 部×
	現 地 機 関×
	×
×	しなければならない。(とする。)
()	については、次のように()しなければならない。)
××平成 年 月 日	
	佐賀県知事××氏 名×××
×	
	。

3 達

	佐賀県達 (記号)第 号×
	住所又は所在地×
	氏名又は法人名×
×	により、〇〇を取り消す。(を禁止する。)(することを命ずる。)
××平成 年 月 日	
	佐賀県知事××氏 名×××
×	。
(1×	。)
(2×	。)

4 指令

	佐賀県指令 (記号)第 号×
	住所又は所在地×
	氏名又は法人名×
×	平成 年 月 日付け第 号で申請(願出)(伺)の は、(の規定により、)
(願出のとおり、)	(申請のとおり、)(次のとおり)(次の条件を付して) する。
()	しない。)
××平成 年 月 日	
	佐賀県知事××氏 名×××
(1×	。)
(2×	。)

第4 往復文

	(記号)第 号×
	平成 年 月 日×
×	×様
×××	発信者名×
×	について()××
	下記によって処理してください。
×	なお、
	記
1×	。
×(1)×	。
×(2)×	。
2×	。

附 則

この訓令は、平成二十五年一月一日から施行する。